

**令和 6 年度シトラス観光圏推進協議会事業業務委託
契約候補者選定に係るプロポーザル 実施要領**

1 目的・趣旨

この要領は、令和 6 年度シトラス観光圏推進協議会事業業務委託（以下「業務」という。）の委託事業者を、公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

（１）業務名称

令和 6 年度シトラス観光圏推進協議会事業業務委託

（２）業務内容

別紙「令和 6 年度シトラス観光圏推進協議会事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（３）委託期間

契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

（４）委託料上限金額

6, 000, 000 円（消費税及び地方消費税含む）

3 参加資格

本手続きに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （２）八代市競争入札参加有資格者名簿及び氷川町競争入札参加有資格者名簿、芦北町競争入札参加有資格者名簿に登録されている業者の場合は、提出期限までの間、指名停止措置を受けていないこと。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員でないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- （４）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- （６）国税、県税及び市町村税を滞納していないこと。
- （７）破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により破産の申立てをしている者でないこと。
- （８）本業務の趣旨を十分に理解し、仕様書に基づき業務を実施するために必要な体制を備えており、業務を計画的かつ的確に遂行できること。

4 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①参加申請書（様式第1号）

②企画提案書（任意様式）

- ・仕様書を基に、各業務についての提案を簡潔明瞭に記載すること。
- ・業務実施に向けた基本的な考え方を記載すること。
- ・独自提案やアピールしたい点等がある場合は、簡潔に分かりやすく記載すること。

③業務実績調書（様式第2号）

④業務実施体制調書（様式第3号）

⑤配置予定調書（様式第4-1、4-2号）

⑥管理責任者調書（様式第5号）

⑦業務工程表（任意様式）

- ・業務工程と役割分担が具体的に分かるように提案すること。

⑧誓約書（様式第6号）

⑨見積書（様式第7号）

⑩事業費積算内訳書（任意様式）

※八代市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合

○提案日から3カ月以内に発行された商業登記簿本又は身分証明書及び印鑑証明書

○直近の財務諸表の写し

○国税、県税及び市町村税を滞納していないことがわかる証明書

※参考資料等がある場合は、成果品を1部提出すること（なくても可）。

(2) 書類作成に当たっての留意事項

①正本を除き、副本には、社名、商標等企業名が特定できる情報は一切記載しないこと。

②提出書類は、A4版（縦横問わず）で統一して作成すること。

③提出する提案書は、1事業者1案とすること。提出に当たっては、求められていない資料を添付するなど、過大なものとならないよう留意すること。

(3) 提出部数

①及び⑧は正本1部、②～⑦及び⑨、⑩は8部（正本1部、副本7部）

5 提出書類の受付期間等

(1) 受付期間

令和6年6月17日（月）から7月8日（月）までとする。

(2) 提出方法

持参（平日の午前8時30分から午後5時まで）又は郵送による。

※郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出先

「12 事務局」参照。

6 質問の受付及び回答

実施要領等の内容に不明な点がある場合は、質問書（様式第8号）を提出すること。

（1）提出期限

令和6年6月24日（月）午後5時まで

（2）提出方法

質問書を事務局宛てに電子メールにて提出すること。

（3）質問に対する回答方法

提出された質問に対する回答は令和6年6月28日（金）までに作成し、八代市のホームページ上で随時公開する。

7 審査基準

提出書類等の審査に当たっては、別紙「審査基準」を適用する。

8 審査方法

事務局において、必要書類及び記載内容に漏れがないこと並びに別紙「審査基準」に掲げる事務局審査項目を基に形式審査を行った後、シトラス観光圏推進協議会会員で構成する「令和6年度シトラス観光圏推進協議会事業業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において、審査を行うものとする。ただし、提示金額が委託上限金額を超える場合や、「3 参加資格」に掲げる要件を満たさないと判断された場合は、その企画提案書は審査から除外する。

（1）形式審査・一次審査（書類審査）

①審査内容

選定委員会は、参加者名を伏せて企画提案書等を審査し、形式審査と一次審査との合計点数に基づき、上位3者程度を二次審査参加事業者に選定するものとする。

なお、参加事業者が3者に満たない場合であっても、形式審査及び一次審査を行い、全ての参加事業者を二次審査参加事業者に選定するものとする。

②審査結果の通知

審査結果は、令和6年7月18日（木）までに、参加申請書に記載された電子メールアドレス宛てに通知する。

（2）二次審査（プレゼンテーション、質疑応答）

①実施日

令和6年7月24日（水）実施予定

※実施日や開始時間、会場等の詳細は、一次審査の結果と併せて通知する。

②出席者

企画提案を行う出席者は、本業務に携わる管理責任者を含め3名以内とする。

③実施順、発表時間

プレゼンテーションは企画提案書の受付順で実施するものとし、1者あたりの時間は30分程度とする。（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）

④審査内容

選定委員会は、参加事業者からのプレゼンテーション及び企画提案書等に関する質疑応答を実施し、提案内容の審査を行うものとする。形式審査の得点及び全委員の一次審査、二次審査の合計得点の平均点を提案者の得点とし、得点が最も高い者を受託候補者として選定する。最高得点者が複数ある場合は、見積額が低い者を受託候補者として選定する。ただし、合計得点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない者は選定の対象としない。

⑤審査結果

審査結果は、概ね1週間以内に、参加申請書に記載された電子メールアドレス宛てに通知するとともに、市のホームページで公表を行う。

なお、審査結果の公表時には、最高得点者以外の応募者名は非公表とする。

⑥その他

- ・モニター1台及びHDMIケーブル1本は事務局で用意するものとし、その他必要な機材は参加者が持参し、機材の操作等を行うこと。
- ・公平性確保のため、参加事業者は他者のプレゼンテーション等を傍聴できない。
- ・プレゼンテーション及び質疑応答は参加者名を伏せて行うので、自己紹介は行わないこと。また、モニターに参加者の名称及びそれを推測できるものが映らないようにすること。

9 企画提案書等の取扱い

- (1) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本業務委託候補者の選定目的以外に提出者に無断で使用しない。

10 その他

- (1) 今回のプロポーザルに参加するための一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、本件への参加を無効とするとともに、指名停止措置を行う場合がある。
- (3) 審査の公平性を害する行為を行った者や、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等を行った者は失格とする。
- (4) 審査結果に関する質問、異議申し立ては受け付けない。
- (5) 提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

11 実施スケジュール

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 公募開始（八代市ホームページ掲載） | 令和6年6月17日（月） |
| (2) 質問の受付締切り | 令和6年6月24日（月） |
| (3) 企画提案書等の提出締切り | 令和6年7月8日（月） |
| (4) 一次審査結果の通知 | 令和6年7月17日（水）予定 |

- | | |
|---------------|-----------------|
| (5) 二次審査 | 令和6年7月24日(水) 予定 |
| (6) 二次審査結果の通知 | 二次審査後概ね1週間以内 |
| (7) 契約締結 | 委託事業者決定後ただちに |

12 事務局

〒866-8601 八代市松江城町1-25

八代市経済文化交流部 観光振興課 観光振興係

電話番号：0965-33-4115 (直通)

電子メール：kanko@city.yatsushiro.lg.jp